

突如として発生した地震が残した傷跡 被災地で職員が見たもの、 感じたものとは



1月1日に発生した能登半島地震。総務省応急対策職員派遣制度に基づき、広島県職員と県内の市町職員が現地の被害状況把握のため派遣され、家屋の被害認定調査を行いました。1月30日から2月5日、2月15日から21日までに派遣された4人に、被災地での活動や心境などを伺いました。

写真は、2月18日、輪島市河井地区で市職員が撮影。

現地で見ると、映像で見るとはまったく違うというのは、行った者みんな同じで、うまく言葉で言い表せられないような感情です。自分たちの身にこれが降りかかったらどうなるのかというのが本当に想像できないレベルの被害でした。

実際起こったらどうするのかはこれから考えていかなければならないでしょうが、こういう災害は起こりうるんだということは常に考えなくてはいけないと思っています。

それでも、こうすれば安心という計画はないという考えでも、どんどん計画をブラッシュアップしていくのが大事だと思いました。

これからの復興はどうすればいいのか、市の職員の方も本当に大変な思いをされていらっしゃると思いますし、職員自体も被災者であり、その中でも懸命に仕事をされているのだと思います。それでもやっぱり、周りが支援していかない限りは、その自治体だけで復興することはまずできないと思います。だからこそ普段からネットワークを作り官民でも連携していかなければいけないと思いました。

—自分たちにできることは

普段から職員に限らず個人として、地域としてできることって多分あると思います。家族の連絡先や、地域の人たち、誰が住んでいるかということも知っておくといひかもしれません。そして、避難場所が被災することもあるので1つだけでなく複数の避難場所を決めておくことも必要だと思いました。

他にも、平日頃から食糧や水を確保しておくことはできることだと思います。今回の災害でも、先日大竹で起きた断水でも、水が一番大切だと改めて感じました。

今は、まだ困っている方がすごく多いと思います。現地に行けなくても、ふるさと納税という形で寄付をするとか、現地のもを買うとか、何かしら復興のためのお手伝いはできると思います。

現地を見て、現地の声を聴いて、これから自分の身に降りかかる災害への備えでも、被災地の復興支援でも、今やっておいた方がいいことや、今できることを考えていこうとする皆さんでした。

3月18日から24日まで派遣される職員2人へ市長から「被災された方の心情を考えながら、くれぐれも気を付けてください」と激励の言葉が送られました。

—どのような調査を行いましたか。

私たちは、石川県輪島市門前町で、家屋の外観の損壊具合、全壊や半壊などの被害状況を調査しました。それぞれ県職員と市職員2人が3人1組で活動し、約120軒を見ました。その中で、全壊している建物は恐らく全体の1割程度で、土蔵や瓦屋根のような古い家が多かったように思います。

—調査中、余震や家屋などが倒れるなどの不安はありましたか。

危険なところまでは入らなくていいという前提はありましたが、被災された方への生活再建などを考えると、今後の被災に対する補助金などをしっかりと受けられるためにも、常に余震や瓦がずれ落ちるなどという危険は感じながら、もちろん危なくない範囲ではありますが、調査したいという思いがありました。

—市民の方とお話をする機会はありましたか。

家にとどまっている方などもいらっしゃったので、何度かお話をする機会がありましたが、実際に話すときに、どこまで踏み込んでいいのかという線引きが難しいところが正直なところありました。

印象的だったのは、裏山の斜面が崩れてすぐに避難した方が良さそうな場所に住む70~80代の女性が、石川県職員である息子さんの帰りを待ちわびており、私たちがお宅に伺ったときにも激しい雨や雪だったのですが、いつ帰ってくるか分からないので200~300m先にある避難場所に行かず、家にとどまっているということでした。

2月に派遣された私たちは、元タイカ釣りの漁船があった港の近くに住む女性にお話を聞きました。正午に出ていく漁船を見るのが時報になっていたそうですが、今は海岸が100m程後退し、港もなくなってしまったため船が出せない海岸を見て「日常がなくなった」と話されたことから、日常が奪われるということを改めて感じました。

広島県の他市町から派遣された職員の方とも話をする機会がありました。広島県の豪雨災害のときに来てもらったことがあるので、お互いこういったことがあったら自分も力になりたいという思いを語られていました。

—派遣を通して、大竹市に生かせることなどはありましたか。

あの状況を見て、「何か生かせること」の答えはすぐ出せないです。

地籍調査とは

一つの土地ごとに所有者、地番、地目を調査し、境界の確認および地積に関する測量を行い、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する調査です。作成した地図と簿冊の写しは登記所に送付され、土地の登記情報が修正され、地図が更新されます。

地籍調査の効果

土地の境界や面積などが明確になるため、土地の有効活用の促進、災害復旧の迅速化、公共事業の円滑化や土地境界トラブルの未然防止などの効果があります。

本市の現況

本市では、地籍調査を昭和27年度から43年度まで行いましたが、当時は現在と比べ、測量精度が低く、また、作成された地図も所在不明地番が存在するなど精度に問題がありました。

今の上までは、土地活用などに支障が生じる可能性があることから、精度の高い地図を作成するため、令和5年度から地籍の再調査に取り組んでいます。

地籍調査の進め方

1地区をおおむね4年間で実施していきます。（下図参照）

地籍の再調査に取り組みます —令和6年度から現地調査を開始—

問い合わせ
監理課 ☎59-2161

国土交通省
(地籍調査Webサイト)



土地所有者の皆さんへ

令和6年度から、現地調査を開始します。調査の内容などの事業説明会を現地調査前に実施する予定です。対象の土地所有者の皆さんには、後日、説明会や調査日程などに関する案内文書を送付します。

土地の境界を確認する際に、土地所有者の皆さんの現地での立会が必要ですので、ご理解、ご協力をお願いします。

※詳しい地籍調査の内容は、国土交通省（地籍調査Webサイト）へ。

地籍調査の流れ

